

令和6年度

**幼保連携型認定こども園
指導監査基準**

(運営・教育、保育・給食)

横浜市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により指導(文書指摘)します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導(口頭指摘)します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆指摘基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

略称	正式名称		公布年月日
幼保連携型認定こども園基準条例	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例	条例第46号	平成26年9月25日
認可基準条例	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例第60号	平成24年12月28日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例第48号	平成26年9月25日
建築基準条例	横浜市建築基準条例	条例第20号	昭和35年10月10日
自助共助推進条例	横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例	条例第30号	平成25年6月5日
震災対策条例	横浜市震災対策条例	条例第4号	平成25年2月28日
幼保連携型認定こども園設置認可要綱	横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱	こ保整第1659号	平成27年3月31日
土曜共同保育要綱	土曜日共同保育に関する実施要綱	こ保運第2747号	平成29年3月17日
市向上支援費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日
市延長保育要綱	横浜市延長保育事業実施要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日
市障害児等の保育・教育要綱	横浜市障害児等の保育・教育実施要綱	こ保運第3729号	平成27年4月1日
市防災計画	横浜市防災計画		令和6年4月
休園日等に係るガイドライン	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の休園日等に係るガイドライン	こ保運第2654号	平成19年3月30日
	公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」について	こ保運第3321号	令和2年11月19日
	「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について	こ保運第2157号	令和元年9月27日
	子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について	こ保運第3565号	令和2年3月17日
	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保運第1052号	平成26年6月26日
	保育所等における児童の安全に関する事項等について	こ保運第2097号	令和5年3月31日
	特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について	こ保運第36号	令和4年4月11日
	感染症等発生時の報告について	こ保人第730号	令和元年9月30日
	横浜市「視聴覚検診」の対象年齢引き下げ(3歳児への移行)について	ここ第1936号	令和元年6月26日
	食品衛生法等施行に関する要綱	健食品第166号	令和3年5月25日

● 関係法令等

略称	正 式 名 称		公布年月日
	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第77号	平成18年6月15日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号	平成26年7月2日
	消防法	法律第186号	昭和23年7月24日

● 関係法令等(続き)

略称	正 式 名 称	公布年月日
	消防法施行令	政令第37号 昭和36年3月25日
	消防法施行規則	自治省令第6号 昭和36年4月1日
	水防法	法律第193号 昭和24年6月4日
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律第57号 平成12年5月8日
労基法	労働基準法	法律第49号 昭和22年4月7日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	厚生省令第23号 昭和22年8月30日
	最低賃金法	法律第137号 昭和34年4月15日
	労働安全衛生法	法律第57号 昭和47年6月8日
	労働安全衛生規則	労働省令第32号 昭和47年9月30日
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律第132号 昭和41年7月21日
	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する問題について雇用管理上講ずべき措置等についての指針	厚生労働省告示第5号 令和2年1月15日
	学校保健安全法	法律第56号 昭和33年4月10日
	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号 昭和33年6月13日
	食品衛生法	法律第233号 昭和22年12月24日
	食品衛生法施行規則	厚生省令第23号 昭和23年7月13日

● 通知等

略称	正 式 名 称	公布年月日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号 平成29年3月31日
労働時間使用者措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	平成29年1月20日
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	平成21年8月
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成23年3月
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	平成28年3月
	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号ほか 平成13年7月23日
	法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)ほか事務連絡 平成28年4月14日
平成16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件	消防庁告示第9号 平成16年5月31日
	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号 平成28年9月9日

● 通知等(続き)

略称	正 式 名 称	公布年月日
	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号
	特定教育・保育施設における事故の報告等について	府子本第912号ほか
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号
	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添
食事の提供援助及び指導	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	子発0331第1号、障発0331第8号
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号
食事の外部搬入等について	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	府子本第448号、27文科初第1183号、雇児発0118第3号
	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発0307001号
	保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について	雇児保発第0329001号

	目	次
I 園の概況		
1 施設・設備の管理等	1
II 職員の配置等		
1 職員配置	1
2 職員の処遇	2
3 園児への対応・秘密保持	2
III 園運営		
1 運営規程等	3
2 非常災害対策	3
3 事故防止及び安全対策	4
4 衛生管理	5
5 苦情への対応	5
6 業務の質の評価	5
IV 園児の処遇		
1 健康診断等の実施	6
V 教育・保育の内容（幼保連携型認定こども園教育・保育要領関係）	6
VI 給食・食事	7
VII その他	8

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆:令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令			
I 園の概況							
1 施設・設備の管理等							
(1) 開園時間		開園時間が適切かつ本市の規定する休園日以外に休園日を設けていないか。また、開所時間中は常時職員が配置されているか。配置されていない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等に明示しているか。	開園時間が適切ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園基準条例第10条 ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第11条 ・公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」について(市通知) ・休園日等に係るガイドライン 			
			開所時間中、職員が配置されていない時間帯がある。配置されていない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等に明示していない。				
			横浜市の規定する休園日(日曜日、国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで)以外に休園日を設けている				
(2) 設備の基準		所有または使用している不動産について、登記または賃貸借契約を行っているか。 幼保連携型認定こども園に必要な設備を設けているか。	所有または使用している不動産について、登記または賃貸借契約を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第14条、第15条、第16条 ・幼保連携型認定こども園基準条例第7条、第8条、第14条、第15条 ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第4条 			
			必要な構造、設備(職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備)を設けていない。				
			認可内容に変更が生じた場合、適切な手続きを行っているか。				
(3) 学級編成		満3歳以上の園児は、1学級35人以下となっているか。 児童の受け入れについて、利用児童数は適切か。	認可内容の変更について、必要な手続きが行われていない。 (設置者、園長、定員など)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園基準条例第7条、第8条 ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第4条、第20条、第21条 			
			認可時と現況に大きな相違がある。(認可時に存在しない壁・床等がある等)				
(4) 土曜日共同保育		満3歳以上の園児は、1学級35人以下となっているか。 児童の受け入れについて、利用児童数は適切か。	1学級が35人以下となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園基準条例第5条 ・確認基準条例第22条 ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第2条 			
			利用児童数が適切でない。				
			土曜日共同保育の実施にあたり、(実施園が)区役所に届け出ていない。				
II 職員の配置等							
1 職員配置							
◆ (5) 職員配置		園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置し、市基準の職員数が確保されているか。	園長が、求められる要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第10条 ・認定こども園法第27条(学校保健安全法第23条の準用) ・幼保連携型認定こども園基準条例第6条、附則9 ・幼保連携型認定こども園設置認可要綱第10条 ・学校保健安全法第23条 ・市向上支援費等取扱要綱第6条 ・市延長保育要綱第7条 ・「朝夕等の児童が少数となる時間帯(各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が2人を下回っている時間帯)における保育士配置に係る特例を利用しようとしているが、要件を遵守していない。 ・直近3年間に採用した正規保育士の半数以上が退職したり、年間で半数以上退職する等、正規保育士の定着率が著しく低く、保育士の定着に関し、適切な対応がなされていない。 			
			学校医、学校歯科医、学校薬剤師が配置されていない。				
			児童の登降園の時刻を記録するなど、職員配置が基準を満たしていないことを確認できるような対応がなされていない。				
			市基準又は国基準の保育教諭が確保されていない。				
			延長保育時間帯における職員配置が適正ではない。				
			朝夕等の児童が少数となる時間帯(各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が2人を下回っている時間帯)における保育士配置に係る特例を利用しようとしているが、要件を遵守していない。				
			直近3年間に採用した正規保育士の半数以上が退職したり、年間で半数以上退職する等、正規保育士の定着率が著しく低く、保育士の定着に関し、適切な対応がなされていない。				

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
2 職員の待遇				
◆ (1) 職員関係帳簿の整備等	職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿、労働条件通知書、賃金台帳等を整備しているか。		資格証明書、履歴書を整備していない。 労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。 労働者名簿を整備していない。 職員の出勤状況等(休暇、超過勤務の実態確認を含む)を確認する書類を整備していない。 賃金台帳を整備していない。	・確認基準条例第34条 ・労基法第15条、第107条、第108条、第109条 ・労基法施行規則第5条、第53条、第54条 ・労働安全衛生法第66条の8の3 ・労働時間使用者措置ガイドライン
			就業規則を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出ていない。 育児・介護休業規程を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出っていない。 ※就業規則へ記載もしくは別規程の作成が必要	・労基法第36条、第89条
			給与規程を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出ない。 ※就業規則へ記載もしくは別規程の作成が必要	
			36協定を適切に締結していない。締結していても労働基準監督署に届け出ない。 24協定を適切に締結していない。	
(2) 就業規則・給与規程、育児・介護休業規程、協定	労使協定の締結や届出が必要な規則・規程等について、適切に作成の上、労働基準監督署に届け出ているか。		給与が、給与規程等に基づき適正に支払われていない。手当の一部又は全部について、給与規程等に定められていないものがある。手当額が適切でない。	・労基法第2条、第24条、第28条、第37条
			一部の職員に対して、他の職員と均衡を失する給与・手当が支給されている。初任給や昇給について職員間の均衡がとれていない。	・労基法施行規則第8条
			過去に高額な園長給与で指摘しているにもかかわらず、改善計画通りの給与水準となっていない。	・最低賃金法第3条、第4条 ・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(国通知)
			未払いの超過勤務手当等がある。	
			神奈川県の最低賃金以上の賃金が支払われていない。	
(4) 有給休暇	有給休暇の取得など、労働関係の法令を遵守しているか。		年次有給休暇が適切に付与、管理されていない。 (対象となる職員が)5日間以上の有給休暇を取得していない。	・労基法第39条 ・労基法施行規則第24条の7
			雇入時又は定期の職員の健康診断が実施されていない。	・認定こども園法第27条 ・学校保健安全法第15条 ・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条、第44条
(5) 職員の健康診断	職員の健康診断が適正に行われているか。		パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられている。	・労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 ・雇用管理上講ずべき措置等についての指針
(6) パワーハラスメント防止のための措置	パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられているか。		職員の資質向上のため、研修受講の機会を計画的に確保しているか。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条 ・確認基準条例第21条
3 園児への対応・秘密保持				
◆ (1) 差別・虐待等の禁止	(法第33条の10各号(禁止行為):暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)		国籍、信条、社会的身分等により差別的取り扱いをしていないか。また、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の身心に有害な影響を与える行為をしていないか。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条 ・確認基準条例第3条、第24条、第25条 ・児童福祉法第33条の10 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2(3)
			園長は、懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用している。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条 ・確認基準条例第26条
(2) 密度保持	業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられているか。		個人情報の保護、業務上知り得た利用者等の秘密保持について、必要な措置を講じていない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条 ・確認基準条例第27条

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
III 園運営				
1 運営規程等				
(1) 運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規定(運営規程)を定めているか。	運営規程が作成されていない。または、必要な項目が運営規程に定められていない。	・確認基準条例第20条	
(2) 重要事項の説明等	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要な事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明し、同意を得ているか。また、施設内に掲示又は閲覧できるようにしているか。	重要事項説明書(または入園のしおり等)で、保護者に説明していない。 重要事項説明について保護者の同意を得ていない。 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示または閲覧できるような状態にしていない	・確認基準条例第5条、第23条	
(3) 応諾義務	教育利用の児童(1号認定)について、利用申込みが利用定員を超える場合、選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っているか。	教育利用の児童(1号認定)について、選考の方法をあらかじめ明示していない。	・確認基準条例第6条	
(4) 利用者負担額等	特定教育・保育の質向上のための費用(人件費など)を設定した場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。	特定教育・保育の質向上に係る費用に関して、保護者に文書で説明し、文書で同意を得ていない。	・確認基準条例第13条 ・子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について	
	特定教育・保育費用以外の施設が提供する便宜に係る費用は、あらかじめ、保護者に用途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	特定教育・保育費用以外の費用に関して、保護者に文書で説明し同意を得ていない。	・確認基準条例第13条 ・子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について	
(5) 法定代理受領	特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合に、教育・保育給付認定保護者に對し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	通知していない。	・確認基準条例第14条 ・法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)	
2 非常災害対策等				
(1) 防火管理	防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出、消防設備点検など、防火管理上、必要な手続きがなされているか。	防火管理者を選任していない。選任しているが、所轄消防署に届け出っていない。	・消防法第4条、第5条、第8条、第17条の3の3 ・消防法施行令第1条の2、第3条の2 ・消防法施行規則第31条の6 ・平成16年消防庁告示第9号	
		消防計画を作成していない。作成しているが、所轄消防署に届出していない。		
		消防設備について、6か月ごとの定期点検が行われていない。定期点検は行われているが、年1回の消防署への届出がなされていない。		
		消防署の立入検査の指摘事項を改善していない。		
(2) 非常災害対応	火災、地震及び風水害などの非常災害時の具体的な対応についてマニュアルを作成し、職員と共有が図られているか。	危険等発生時対処要領、非常災害対応マニュアル等が作成されていない。 消防計画、災害対応マニュアルについて、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解が図られていない。	・認定こども園法第27条 ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4-2(1)	

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
(3) 避難訓練及び消火訓練等	避難訓練及び消火訓練を実施しているか。		避難訓練及び消火訓練を年2回実施していない。	
			避難訓練及び消火訓練の記録がない。記録はあるが、記載内容が適切でない。 訓練は座学(紙芝居等)だけなど、具体的な避難誘導を伴つたものではない。	・消防法第8条 ・消防法施行規則第3条 ・認定こども園法第27条 ・自助共助推進条例第13条 ・震災対策条例第8条 ・市防災計画「震災対策編」 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4-2(3) ・教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行ふ場合の事故の防止について
			避難訓練を、地域の関係機関や保護者との連携に留意して実施していない。	
			防災備蓄品・防災備品が適切に保管、記録されていない。	
◆ (4) 不審者対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。		救急対応訓練を実施していない。	
			不審者対応マニュアルを作成していない。	・認定こども園法第27条(学校保健安全法第26条、第27条、第28条、第29条の準用)
			不審者侵入対応訓練が、年1回以上行われていない。	・認定こども園法第27条(学校保健安全法第27条、第29条の準用) ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2(3)
(5) 浸水及び土砂災害対策	(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) 避難確保計画を策定し、区役所に届け出るとともに、計画に基づいた訓練を実施しているか。		園舎敷地はフェンス等で囲い、児童だけで園外に出られないようにするなど、事故防止・不審者対策がとられていない。	・認定こども園法第27条(学校保健安全法第26条、第28条の準用) ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2(3)
			(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) ① 浸水又は土砂崩れ等からの避難の手順等を定めた避難確保計画を策定していない。	・水防法第15条の3 ・土砂災害防止法第8条の2 ・市防災計画「風水害等対策編」 ・認定こども園法第27条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4-2(1)(2)
			② 避難確保計画を届け出ていない。	
			③ 浸水又は土砂崩れ等を想定した避難訓練を実施していない。	

3 事故防止及び安全対策

(1) 設備の安全対策	施設の設備は、事故の防止や、火災や地震の発生時に備えたものとなっているか。	児童の出入りする通路等に転落防止の設備が設けられていない。(2階以上)	
		カーテンや敷物等が、防炎性能を有するものとなっていない。	
		地震に備え、家具や備品の転倒・落下防止対策がとられていない。	・認定こども園法第27条 ・幼保連携型認定こども園基準条例第14条
		消火器等の消防用具が整備されていない。	・消防法第8条の3 ・消防法施行令第4条の3、第10条
		各室から建物出口へ2方向避難ができない。	・建築基準条例第6条 ・自助共助推進条例第7条 ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2(2)(3)、第4-1(2)
		プールは、毎回、使用後に水を抜いていない。	
		昇降機に児童が自由に乗り込める可能性がある。	
		安全点検表を作成し、施設・遊具・園庭等の定期的な安全点検を行っていない。	
◆ (2) 事故防止のための措置	事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアル(学校安全計画を含む)が整備されており、職員間で共通理解が図られているか。	学校安全計画、事故防止・事故対応マニュアル等が作成されていない。	・確認基準条例第32条 ・認定こども園法第27条 ・学校保健安全法施行規則第29条の2 ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2 ・保育所等における児童の安全に関する事項等について
		事故防止・事故対応マニュアル等について、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解が図られていない。	
		ヒヤリハット事例の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	
		送迎用バスを運行しているが、点呼等の方法で子どもの所在を確実に把握していない。	

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
◆ (3) 事故発生時の対応		事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	事故の状況等の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	・確認基準条例第32条、第34条 ・特定教育・保育施設における事故の報告等について(国通知) ・特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について(市通知) ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2
			重大な事故が発生している。	
			重大事故が発生したが、区役所に報告していない。	
◆ (4) 食物アレルギー対応		アレルギー疾患を有する子どもの対応について、保護者や医師と連携した必要な措置が講じられているか。	アレルギー疾患の対応について、保護者や医師と連携した適切な対応が行われていない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-3(3)、第2-6 ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
			食物アレルギー対応について、マニュアルの整備や職員の共通理解が図られておらず、組織的な対応が行われていない。	
		マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、事故発生時に関係機関への報告や再発防止に向けた具体的な対策を講じているか。	食物アレルギー対応に関し、短期間に複数の誤食事故が発生している。	・確認基準条例第32条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-3(3)、第2-6 ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
			食物アレルギーの誤食事故が起きた場合、関係機関への報告を適切に行っていない。	
			食物アレルギーの誤食事故の状況等を記録し、原因究明及び、再発防止に向けた、具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	

4 衛生管理

◆ (1) 感染症及び食中毒への衛生管理		感染症及び食中毒の予防・まん延防止マニュアルが作成されていない。	
		感染症及び食中毒の予防・まん延防止マニュアルについて、職員会議や研修等で職員に周知されておらず、共通理解が図られていない。	・認定こども園法第27条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-3、第3-1
		感染症及び食中毒の発生時又は感染症の疑いがあるとき、嘱託医の指示に従うなど適切な対応が図られていない。	・感染症対策ガイドライン ・感染症等発生時の報告について(市通知)
		感染症及び食中毒の発生時に、関係機関(区こども家庭支援課)へ速やかに連絡のうえ、その指示に沿った対応を行っていない。	

5 苦情への対応

(1) 苦情への対応		(苦情解決規程が作成されているか等)苦情解決の仕組みが整備されていない。	
		苦情解決責任者、苦情受付担当者が設置されていない。	
		苦情解決のための第三者委員は設置されていない。	
		苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に十分周知されていない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条 ・確認基準条例第30条、第34条 ・苦情解決指針
		受け付けた苦情の記録簿がない。適切に記録されていない。	
		報告すべき苦情があった場合でも、区に報告していない。	
		受け付けた苦情が、施設の苦情解決規程に基づき適正に処理されていない。	

6 業務の質の評価

(1) 関係者評価及び第三者評価	園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受けるように努めているか。	関係者評価又は第三者評価を受審していない。	・確認基準条例第16条 ・認定こども園法第23条 ・認定こども園法施行規則第24条、第25条
------------------	---	-----------------------	--

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
IV 園児の処遇				
1 健康診断等の実施				
(1) 健康診断			健康診断及び歯科健診を年2回実施していない。	・認定こども園法第27条 ・認定こども園法施行規則第27条
			尿検査を3~5歳児に実施していない。	・学校保健安全法第13条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-1、2
			視力検査及び聴力検査を実施していない。	・学校保健安全法施行規則第5条、第6条 ・横浜市「視聴覚検診」の対象年齢引き下げ(3歳児への移行)について(市通知)
V 教育・保育の内容(幼保連携型認定こども園教育・保育要領関係)				
◆ (1) 園児の人権		園児の人権や園児一人ひとりの個人差等に配慮した適切な指導を行っているか。	著しく人格を傷つける言動が見られる。	・確認基準条例第3条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2(3)
			園児の意思及び人格を尊重した教育及び保育を行っていない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2(3)
			園児の発達の特性や過程を無視した対応を行っている。	
◆ (2) 教育及び保育の指導計画		教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画が適切に作成されているか。	教育・保育要領に従い、全体的な計画を作成していない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-1(1)(2)(3)(4)
			長期、短期の指導計画が作成されているか。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2(3)
		障害のある園児の指導については、他の園児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、適切な対応を図っているか。	指導計画の中に位置付けがない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-3(1)
			家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成していない。	・市障害児等の保育・教育要綱15条
		満3歳未満の園児について、個別的な計画を作成しているか。	満3歳未満の園児の個別的な計画を作成していない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-4(2)
		長時間にわたる教育及び保育について、指導計画に位置付けているか。	長時間にわたる教育及び保育について、指導計画に位置付けがない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-4(5)
(3) 教育及び保育の環境		学校保健計画を作成し、園児の健康の保持及び増進に努めているか。	学校保健計画を作成していない。	・認定こども園法第27条 ・学校保健安全法第5条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-2(1)
			園児の主体的な活動を通して、発達や学びを促す経験が得られるよう工夫していない。	・確認基準条例第3条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1-1、第3-3 ・感染症対策ガイドライン
		感染症等が発生又はまん延しないよう、予防対策を講じるなど、衛生管理に努めているか。	乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえた感染症対策を行っていない。	
◆ (4) 職員の適切な役割分担		全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、多くの職員が替わる場合に、職員と園児、保護者との信頼関係の構築が図られているか。	職員間の役割分担、協力体制が整えられていない。	・確認基準条例第21条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-4(3)、第2章第4-1
			担当の保育教諭等が替わる場合に、職員間で協力して対応していない。	
(5) 業務の質の評価		保育教諭は、指導計画等を通して自己評価をしているか。設置者は教育及び保育等の状況、その他の運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しているか。	認定こども園の自己評価を行っていない。	・認定こども園法23条 ・認定こども園法施行規則23条 ・確認基準条例第16条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-1(1)(4)、2(2)(4)
			認定こども園の自己評価の結果を公表していない。	

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆: 令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
◆	(6)教育及び保育中の事故防止、安全対策	子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配所や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じているか。	重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動、水遊び、食事中、遊具での遊びなどについて、必要な対策を講じていない。 保育中常に全園児の動向を把握するなど、事故防止のための職員間の連携や役割分担、危険箇所の確認ができない。 消毒薬の種類に合わせた適正な使い方をしていない。また、薬品等を子どもの手の届くところに置いているなど、その管理を徹底していない。	・確認基準条例32条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-2 ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・感染症対策ガイドライン
◆	(7)睡眠中の事故防止	睡眠中の事故防止について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行なうなど、事故防止対策が図られているか。	0、1歳児の呼吸確認を行っていない。 睡眠時において一部の時間帯の呼吸確認を行っていない。 全ての保育時間において呼吸確認を行っていない。 一人ひとりの子どもの呼吸確認を記録していない。	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章第4-1(1)、第3章第3-2(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・保育施設における児童の安全対策等の徹底について
	(8)教育及び保育の提供に関する記録	教育及び保育の提供に関する記録が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。	教育・保育の提供に関する記録を整備していない。 教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	・確認基準条例第12条、第34条
	(9)子育ての支援	園児の保護者や地域の子育て家庭の保護者に子育ての支援を行っているか。	園児の保護者や地域の子育て家庭の保護者に子育ての支援を行っていない。	・認定こども園法第2条 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章
	(10)小学校との連携	在籍する園児の園児指導要録を作成しているか。また、園児の就学に際し、抄本又は写しを小学校へ送付しているか。	園児指導要録を作成していない。 園児指導要録の抄本又は写しを小学校に送付していない。	・認定こども園法施行規則第30条

VI 給食・食事

(1) 給食の提供	給食・食事は適切に提供されているか。	開園中(土曜日を含む)に適切な頻度で、適切な量の給食やおやつ等が提供されていない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条(認可基準条例第14条の準用)
	施設内で調理しているか。また、調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。	食事の調理が施設内で行われていない。(満3歳以上の幼児に対する食事の提供は除く) 調理業務を外部委託している場合、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されていない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条(認可基準条例第14条の準用) ・調理業務委託について
(2) 栄養管理 給与栄養量の目標	発育・発達状況、栄養状態、生活状況を踏まえて、最新の「日本人の食事摂取基準」を活用して給与栄養量の目標を設定しているか。	給与栄養量の目標を設定していない。 発育状況を評価し、年度途中に給与栄養量の目標の見直しをしていない。	
◆ (3) 栄養管理 予定献立の作成	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養や身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。	栄養や身体的状況及び嗜好を考慮した予定献立を作成していない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条(認可基準条例第14条の準用) ・食事の提供援助及び指導 ・食事計画について
◆ (4) 栄養管理 給与栄養量	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	健全な発育に必要な栄養量が含有されていない。	
(5) 栄養管理 給食食材の用意と調理	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	給食食材を適切に用意していない。 献立に従って食事を提供していない。	
(6) 食育	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。	食を営む力の育成に努めていない。 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。 子どもの食生活状況を考慮した食育の指導計画を具体的に作成していない。	・幼保連携型認定こども園基準条例第14条(認可基準条例第14条の準用) ・教育・保育要領第3章第2 ・保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について

令和6年度 幼保連携型認定こども園 指導監査基準

◆:令和6年度指導監査重点事項

重点事項	項目	着眼点	指摘事項	根拠法令
(7) 衛生管理	使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置が講じられているか。		改正食品衛生法「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則別表第17(第66条の2第1項) ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル
			食器、調理器具等の消毒を使用の都度行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則別表第17(第66条の2第1項) ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱別表3
			使用水の点検をしていない。 貯水槽を設置している場合、遊離残留塩素濃度の検査をしていない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則別表第17(第66条の2第1項) ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル
			害虫の駆除作業を年2回以上実施していない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第66条の2 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル
			加熱調理食品の中心温度を測定していない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食事計画について
			調理従事者が、月1回以上の検便を実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則別表第17(第66条の2第1項) ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱別表7
			検査用保存食の保存日数、採取方法、保存の状態が適切でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則別表第17(第66条の2第1項) ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱別表7
		安全性の高い食事を提供するため に検食を食事提供前に行い、異味、 異臭その他の異常を感じられる場 合には、直ちに食事の提供を中止す るなどの措置を講じているか。	検食が適切に行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における食を通じた子どもの健全育成 (いわゆる「食育」)に関する取組の推進について ・社会福祉施設等における食品の安全確保等につ いて
VII その他				
その他	その他、関係法令及び通知等を遵 守しているか。	その他、関係法令及び通知等を遵守してい ない。		